

## 会 議 録 目 次

平成 2 9 年第 1 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 2 9 年 2 月 1 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

|          |                                                    |    |
|----------|----------------------------------------------------|----|
| 日 程 第 1  | 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・                     | 4  |
| 日 程 第 2  | 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・                          | 4  |
| 日 程 第 3  | 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・                              | 5  |
|          | ① 議会報告                                             |    |
|          | ② 議会改革特別委員会調査報告                                    |    |
|          | ③ 災害防止対策等調査特別委員会調査報告                               |    |
|          | ④ 保育所整備特別委員会調査報告                                   |    |
|          | ⑤ 海田公民館整備特別委員会調査報告                                 |    |
|          | ⑥ 行政報告                                             |    |
| 日 程 第 4  | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について・・・・・・・・                      | 11 |
| 日 程 第 5  | 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について・・・・・・・・            | 13 |
| 日 程 第 6  | 第 1 号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・           | 14 |
| 日 程 第 7  | 第 2 号議案 平成 2 8 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）・・・・・・・・        | 19 |
| 日 程 第 8  | 第 3 号議案 平成 2 8 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）・・・・・・・・ | 19 |
| 日 程 第 9  | 第 4 号議案 平成 2 8 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・  | 19 |
| 日 程 第 10 | 第 5 号議案 平成 2 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）・・・・・・・・    | 19 |
| 日 程 第 11 | 第 6 号議案 平成 2 8 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・ | 19 |
| 日 程 第 12 | 施政方針・・・・・・・・                                       | 26 |
|          | （延 会）・・・・・・・・                                      | 38 |

平成29年第1回海田町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日                      平成29年2月1日（水）  
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂  
3. 開 会 （開 議）                      2月1日（水）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三   |
| 副 町                 | 長 | 胡 家 亮 一   |
| 企 画 部               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部               | 長 | 丹 羽 勤     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 湯 木 淳 子   |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 会 計 管 理 者           |   | 門 前 誠 司   |
| 企 画 課               | 長 | 森 原 宏 生   |
| 財 政 課               | 長 | 吉 本 真 人   |
| 税 務 課               | 長 | 近 森 茂     |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 住 民 課               | 長 | 水 川 綾 子   |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 新 藤 正 敏   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 伊 藤 仁 士   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長     |   | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 早稲田 誠     |
| 教 育                 | 長 | 田 坂 裕 一   |
| 教 育 次               | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 小 林 伸 二   |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 宮 垣 将 司   |
| 総 務 課 主 幹           |   | 下 野 武 士   |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 任         | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て

日 程 第 3 諸 般 の 報 告

① 議 会 報 告

② 議 会 改 革 特 別 委 員 会 調 査 報 告

③ 災 害 防 止 対 策 等 調 査 特 別 委 員 会 調 査 報 告

④ 保 育 所 整 備 特 別 委 員 会 調 査 報 告

⑤ 海 田 公 民 館 整 備 特 別 委 員 会 調 査 報 告

⑥ 行 政 報 告

日 程 第 4 諮 問 第 1 号 人 権 擁 護 委 員 の 推 薦 に つ い て

日 程 第 5 同 意 第 1 号 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 の 同 意 に つ い て

日 程 第 6 第 1 号 議 案 海 田 町 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 7 第 2 号 議 案 平 成 2 8 年 度 海 田 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 )

日 程 第 8 第 3 号 議 案 平 成 2 8 年 度 海 田 町 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

日 程 第 9 第 4 号 議 案 平 成 2 8 年 度 海 田 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

日 程 第 10 第 5 号 議 案 平 成 2 8 年 度 海 田 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

日 程 第 11 第 6 号 議 案 平 成 2 8 年 度 海 田 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日 程 第 12 施 政 方 針

日 程 第 13 一 般 質 問

日 程 第 14 第 7 号 議 案 公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 15 第 8 号 議 案 海 田 町 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 16 第 9 号 議 案 海 田 町 乳 幼 児 等 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 17 第 10 号 議 案 海 田 町 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日程第 18 第 11 号 議 案 平成 29 年度海田町一般会計予算  
日程第 19 第 12 号 議 案 平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計予算  
日程第 20 第 13 号 議 案 平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計予算  
日程第 21 第 14 号 議 案 平成 29 年度海田町介護保険特別会計予算  
日程第 22 第 15 号 議 案 平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 23 第 16 号 議 案 平成 29 年度海田町水道事業会計予算  
日程第 24 発 議 第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案

~~~~~○~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は、15 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 29 年第 1 回海田町議会定例会を開会いたします。なお本日は、報道のため、カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております、日程第 1 から日程第 24 に至る各議案でございます。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、8 番、桑原議員、9 番、岡田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 2 月 21 日までの 21 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から 2 月 21 日までの 21 日間と決します。この際、執行部の出席を求めるため暫時休憩いたします。

（宮坂議員入場）

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 0 2 分 休憩

午前 9 時 0 4 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際執行部の方に申し

上げます。本定例会の会期は、本日から2月21日までの21日間と決しております。日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付しております12月定例会以降の主なものについて報告いたします。初めに、12月22日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略についてご報告いたします。それでは、平成28年12月22日に開催されました、平成28年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第2回定例会におきましては、報告1件、人事案件1件、専決処分の承認1件、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。まず、専決処分の報告案件として、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について報告されました。続いて、人事案件として監査委員の選任については、府中町議会議長の中村武弘氏が全会一致で選任されました。次に、専決処分の承認案件として、職員の給与に関する条例の一部改正についてが提出され、全会一致で承認されました。続いて、決算認定として、平成27年度安芸地区衛生施設管理組合、各会計歳入歳出決算認定について提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、補正予算として、平成28年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び平成28年度安芸地区広域ごみ焼却事業特別会計補正予算につきましては、平成27年度の決算剰余金の確定に伴うもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますのでご覧頂きたいと思います。以上で、平成28年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。なお、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。委員会関係資料は、議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧頂きたいと思います。以上で、議会報告を終わります。続きまして、議会改革特別委員会調査報告について、委員長より申し出がございますので、これを許します。議会改革特別委員会、岡田委員長。

○9番（岡田）9番議員、岡田です。それでは、議会改革特別委員会調査報告について報告をいたします。本委員会では、平成25年5月16日の第1回委員会から平成29年1月13日の第32回委員会まで32回の委員会を開催をし、調査研究を重ねてまいりました。次に、調査概要及び結果でございますが、委員会での調査検討の内容については、多岐にわたるため本席での発表は控えさせていただきますが、毎回各委員から活発な質疑や

意見が繰り広げられたことを述べておきます。次に、本委員会での主な改革事項でございますが、議会報告会・意見交換会の開催、議会広報紙における一般質問記事への議員の顔写真の掲載、各議員の政務活動費の支出内訳のホームページでの公開、予算委員会の常任委員会化、他団体との意見交換会の開催、決算の認定時期の変更などがございました。詳細については、お配りしております調査報告書をご覧ください。最後に、本委員会は、議会改革及び活性化等について調査研究を実施をし、一定の効果を上げてまいりましたが、議会として、更なる活性化、議会の充実を推し進める必要があると考えております。以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会調査報告に対する質疑は省略いたします。以上で、議会改革特別委員会調査報告を終了いたします。続きまして、災害防止対策等調査特別委員会調査報告について、委員長より申し出がございますので、これを許します。災害防止対策等調査特別委員会、宮坂委員長。

○11番（宮坂）それでは、災害防止対策等調査特別委員会のご報告をさせていただきます。本委員会は、平成25年5月24日、第1回委員会から平成29年1月13日の第10回委員会までの合計10回の委員会を開催しました。調査の概要及び結果ですが、第1回委員会では、委員会の今後の進め方について協議し、平成23年3月11日に東日本大震災が発生した東北地方において所管事務県外調査を行うことを決定しました。また第2回委員会では、この所管事務県外調査についてスケジュールの確認をしました。そして、平成25年11月26日、27日、宮城県石巻市、名取市閑上地区で東日本大震災の被害状況及び現状について調査を実施し、説明を受けました。第3回委員会では、執行部から地域防災計画の改定状況をまとめた資料が提出され、質疑応答を行いました。第4回委員会では、三迫一丁目地内において民間業者が予定している宅地造成工事について、県から許可が下りたとの説明を執行部から受けました。本件につきましては、土砂災害発生に対する近隣住民の不安が強いことから、県に対し、事業者へ安全確保等について強く指導するとともに、今後、同様の工事許可申請について慎重審査を求める意見書を提出するということを決定しました。第5回委員会及び第6回委員会では、この内容について協議し、12月定例会に提出することを決定しました。第7回委員会及び第8回委員会では、海田町地域防災計画の修正について、執行部から説明を受けました。第9回委員会では、平成28年6月20日から海田町で発生した大雨についての被害等の状況、町

民の避難状況及び町の対応について執行部から説明を受けました。第10回委員会では、これまでの調査内容について、定例会において、報告を行うこととしました。なお、その他詳細についてはお配りした調査報告書をご覧ください。最後に、災害の防止対策は、町や町民にとって重要な事業であるとともに、委員会の調査事項である災害の防止対策の調査等に関する事項も、現委員会においては、中途の状況であることから、今後も海田町議会として、災害防止対策のための調査研究を続けていく必要があると考えております。以上で、災害防止対策等調査特別委員会の報告を終わります。

○議長(久留島) 以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会調査報告に対する質疑は省略いたします。以上で災害防止対策等調査特別委員会調査報告を終了します。続きまして、保育所整備特別委員会調査報告について、委員長より申し出がございますので、これを許します。保育所整備特別委員会、崎本委員長。

○13番(崎本) 13番、崎本でございます。それでは、保育所整備特別委員会の報告をさせていただきます。本委員会は平成25年5月16日の第1回委員会から、平成29年1月13日の第13回委員会までの、合計13回の委員会を開催いたしました。調査概要及び結果ですが、第1回委員会では、執行部から子ども子育て支援新制度の概要について説明を受けました。また、執行部に対して畝、幸、西浜の3保育所の整備方針について、将来子どもの数の推移を踏まえ、早期に出すよう求めていくことにいたしました。第2回委員会では、執行部から子ども子育て会議の概要及び海田町子ども子育て支援事業計画の策定のスケジュールについて説明を受けました。また、平成25年2月議会において採択した畝保育所の移転計画建替整備に関する請願に対する、その後の取扱いについて説明を受けました。第3回委員会では、ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例が否決されたことを受け、執行部から畝保育所の再整備については、西浜保育所及び幸保育所の再整備と併せて検討したいとの報告を受けました。第4回委員会では、執行部から、老朽化している畝保育所、西浜保育所及び幸保育所の3保育所について再整備事業を進めることについて、説明を受けました。第5回委員会では、執行部から、子ども子育て支援に関するニーズ調査の結果の概要についての報告を受けました。また、再整備事業の今後のスケジュールについて、説明を受けました。第6回委員会では、執行部から、事業計画策定に必要な教育・保育事業の量の見込みについて、説明を受けました。また再整備する保育所の設置形態の案について、説明を受けました。第7回委員会では、保育所整備の概要案について、執行部から説明を受けました。その内容は整備場所を幸保



育所跡地にすること、29年度の開所を目指すことでした。第8回委員会では、再整備保育所の設置運営事業者について、公募要件や選定方法について、執行部から説明を受けました。委員からは、送迎用駐車場の台数が不十分ではないかと意見が出され、執行部において再検討されました。第9回委員会では、本委員会に付託された海田町保育所条例の一部を改正する条例について、審議いたしました。第10回委員会では、採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。第11回委員会では、民間保育所設置運営事業者及び施設概要について、執行部から説明を受けました。第12回委員会では、執行部から、老朽化や定員増への対応、保育環境の向上のため、つくも保育所の改修事業を行うことについて、説明を受けました。また、併せて福祉厚生委員会において委員から意見が出された、工事期間中の保育場所の確保方策などに対する検討結果も示されました。第13回委員会では、これまでの調査内容について、定例会において報告を行うことといたしました。なお、詳細については、お配りの調査報告書をご覧ください。最後に、保育所の整備は、町や町民にとって重要な事業であることから、今後も、海田町議会として、動向を注視していく必要があると考えています。以上で、保育所整備特別委員会の報告を終わります。

○議長(久留島) 以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会調査報告に対する質疑は省略いたします。以上で、保育所整備特別委員会調査報告を終了します。続きまして、海田公民館整備特別委員会調査報告について、委員長より申し出がございますので、これを許します。海田公民館整備特別委員会、宗像委員長。

○7番(宗像) 海田公民館整備特別委員会委員長の宗像です。海田公民館整備特別委員会の報告をさせていただきます。本委員会は、平成27年5月11日の第1回委員会から平成28年5月18日の第7回委員会までは、平成28年6月定例議会で中間報告を行いました。その後、平成28年8月8日の第8回委員会から平成29年1月13日の第12回委員会まで、計12回の委員会を開催しております。調査の概要及び結果ですが、中間報告後に開催した委員会について報告させていただきます。第8回委員会では、平成28年6月定例会において補正予算を可決した新公民館整備に係る設計業務委託について、未だ発注されていない状態にあることについて、執行部から説明を受けました。また、第9回委員会では基本設計業務発注仕様書の変更経緯について、執行部から説明を受けております。第10回委員会では、執行部から基本設計における新公民館の計画案として、建物の形状や駐車場台数等が異なる二つの案が示されております。執行部退席の後、委員の意見

を集約することとし、二つの案のうち、建物の形状はⅠ型であり、駐車場台数が 32 台である B 案の整備を進めるよう執行部に求めることで、全会一致で意思統一を行っております。第 11 回委員会では、第 10 回の委員会においての基本設計の内容について委員から指摘があった事項について、検討結果について執行部から説明がありました。執行部退席後、委員から意見のあったトイレと観覧室以外の部分について、執行部案の内容で基本設計を決定し、整備を進めることについて、全会一致で意思統一を行っております。第 12 回委員会では、第 11 回委員会において委員から指摘のあったトイレの整備等に関する検討結果について、執行部から説明がありました。執行部退席後、執行部提出案の内容で基本設計を決定し、整備をすることについて、全会一致で意思統一を行っております。また、これまでの調査内容について、定例会において、報告を行うこととしております。なお、その他の詳細につきましては、配りした調査報告書をご覧ください。最後に、海田公民館の整備は、町にとって重要な施策であるとともに、委員会の調査事項である海田公民館の整備に関する諸問題の調査研究も、現委員会においては中途の状況であることから、今後とも、海田町議会として、調査研究を続けていく必要があると考えております。以上で、海田公民館整備特別委員会の報告を終わります。

○議長（久留島）以上で、報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会調査報告に対する質疑は省略いたします。以上で、海田公民館整備特別委員会調査報告を終了します。続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）それでは 12 月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。初めに、消防出初式についてでございますが、1 月 8 日海田小学校体育館において、海田町消防団、広島市安芸消防署などの協力のもと、平成 29 年海田町消防出初式を行いました。当日は雨天のため、10 年ぶりの屋内開催となり、分列行進、公開訓練などの野外行事を取り止めたが、団員の勤続表彰に続き、広島市消防局はしご乗り同好会による演技の披露、海田鼓童子による和太鼓の演奏を行い、防災意識の醸成を図ることができました。次に、災害時支援協定の締結でございますが、1 月 16 日にパンの食糧支援について、株式会社タカキペーカリーと、1 月 11 日に、レンタカー車両の提供についてオリックスレンタカー、有限会社ジー・エフと、1 月 23 日に、井戸水の利用支援及びおにぎり等の食糧支援について、株式会社ポストごはんの里と協定を締結しました。今後も災害時の物資等を確保するため、民間企業等との協定締結を推進してまいります。

続きまして、循環バスのルート変更についてでございますが、1月20日に海田町地域公共交通会議を開催し、ルート変更等について承認を頂きました。現在、バス事業者が、陸運局へルート変更等の手続を進めており、ルートの変更日はJRのダイヤ改正に合わせてバス事業者が路線バスの一斉ダイヤ改正を行う3月4日とし、準備を進めているところでございます。次に、町内福祉施設の整備状況でございますが、新保育所につきましては、予定どおり平成29年4月開所に向けて整備を進めております。また、地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備につきましては、施設整備工事の遅れから、開設日を5月1日に変更する旨の申し出がございました。つくも保育所の改修でございますが、園舎の改修も順調に進み、現在、新園庭の整備に向け、新園舎の解体に取り掛かっております。平成29年4月から新たな環境で保育が実施できるよう整備を進めてまいります。次に、土地区画整理事業、連続立体交差事業等の都市基盤整備の推進についてでございますが、12月14日に海田市駅南口土地区画整理事業の事業進捗を図るため、国土交通省の平成29年度の交付金確保を要望をいたしました。また、12月27日には広島市東部地区連続立体交差事業の促進及び尾崎排水機の整備について、広島県に要望いたしました。今後もこれらの事業の着実な推進のために、継続して要望活動を行ってまいります。続きまして、昭和中町、曙町及び東昭和町の中学校通学区域の見直しについて諮問しておりました、海田町立学校通学区域審議会についてでございますが、12月8日に審議会会長から、当該3地区の中学校通学区域を海田西中学校へ変更する旨の答申を頂きました。この答申を踏まえ、12月12日の海田町教育委員会会議において、当該通学区域の変更に係る規則が改正されました。これにより、平成29年4月1日入学生から、当該3地区の中学校通学区域は海田西中学校に変更となります。海田小学校児童の保護者に通学区域の変更に係る通知文を配付するとともに、当該3地区の保護者に対しては、12月21日に説明会を開いております。次に、1月8日午後より、海田公民館において、平成29年成人祭を開催いたしました。新成人312名の対象者のうち、202名、約65パーセントの参加がありました。第1部の式典は、厳粛に挙行され、新成人代表が海田町で生まれ育った誇り、成人としての決意を心に刻むとともに、社会に貢献できるよう精進するという力強い誓いの言葉を述べ、来賓や来場された方より温かい祝福を受けました。第2部は、成人祭実行委員会が企画運営した記念パーティーが開催されました。今年のテーマ、躍進には、ふるさと海田町から世界へ向けて進歩発展していくという決意が込められています。テーマにふさわしい、明るく華やかな雰囲気の中、共に

育った仲間たちと人生の門出を祝う内容となりました。続きまして、平成 28 年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者が、1 月 13 日の広島県教育委員会会議で決定されました。本町では、広島県教育賞社会教育の分野で、ももたろうくんのおはなし会が、広島県教育奨励賞学校教育の分野で海田西中学校が表彰されることになりました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたします。今議会には、諮問 1 件、同意 1 件、条例改正 5 件、補正予算 5 件、当初予算 6 件を提出しております。よろしくご審議頂きますよう、お願いいたします。先ほどの新園舎の解体と申し上げましたが、正しくは、仮園舎の解体でございます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（久留島）これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 4、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります植野敏彦さんが、平成 29 年 3 月 31 日をもって任期が満了することに伴い、委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は、引き続き、植野敏彦さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課主幹。

○総務課主幹（下野）それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。現人権擁護委員であります植野敏彦さんの任期が、平成 29 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、植野敏彦さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、海田町の住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。人権擁護委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第 1 条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るものでございます。委員の任期は 3 年でございます。それでは、植野敏彦さんの経歴についてご説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在、63 歳でございます。職歴でございますが、昭和 51 年 4 月に町職員として採用され、福祉課、人事課、保健課、保健センターなど

に勤務され、平成 13 年 8 月に地域振興課長、平成 16 年 4 月に福祉課長、平成 18 年 4 月に住民課長、平成 19 年 4 月に総務課長、平成 24 年 4 月に教育次長として勤務され、平成 25 年 3 月に退職をされております。これまでの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。人事案件のことですから、中身については伏せたいと思いますが、先ほど説明の中で、これまでの実績ということで、海田町で人権を無視するような、あるいはそういう相談について業務が殺到すれば 1 名では敵わない。2 名とかそういうことが必要ではないかというふうに思うんです。今日、人格や、あるいは人権を無視することが度々報道されておりますけれども、その点については、年間どのぐらいの件数の相談を受けておられるのか。もし、その人がですね、解決に中々苦勞されているのであれば、もう 1 名増やすということも考えられるんですが、それはどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）現在、人権擁護委員につきましては、町内に 3 名の方が活動して頂いております。その中で、法務局で行っております人権相談所、また、町内で年 2 回行っております人権相談において、その相談員として活動して頂いております。人権相談についての件数につきましては、そんなに多くないというふうに聞いておりますが、困難な事例につきましては、直接法務局の方に相談をして解決しているというふうに聞いております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第 1 号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第 1 号については、植野敏彦さんを適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって諮問第１号については、植野敏彦さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第５、同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります上野敏明さんが、平成２９年３月２１日をもって任期が満了することに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き上野敏明さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課主幹。

○総務課主幹（下野）同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の２ページをお願いいたします。現固定資産評価審査委員会委員の上野敏明さんの任期が、平成２９年３月２１日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、上野敏明さんを固定資産評価審査委員会委員としてお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務があるもの、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は３年で、定数は３人でございます。固定資産評価審査委員会委員の職務の内容でございますが、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するものでございます。それでは、上野敏明さんの経歴についてご説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在６４歳でございます。職歴でございますが、昭和６３年６月に安芸区中野一丁目で土地家屋調査士の事務所開設、平成７年８月から海田町大正町に事務所を移転開設され、現在に至っておられます。また、平成２３年３月から、海田町固定資産評価審査委員会委員を務めて頂いております。固定資産の評価に関する学識を有しておられ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第１号について採決を行います。お諮りいたします。同意第１号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第１号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第６、第１号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第１号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第１号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書３ページをご覧ください。資料については、資料１の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料２の海田町税条例等新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料１の条例の概要でご説明します。今回の改正は、平成２８年度の税制改正により、地方税法等の一部が改正されたこと及び消費税率の引き上げの延期等に係る法律が施行されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。それでは、今回改正する３点の改正についてご説明します。１点目は、軽自動車税関係の改正でございます。軽自動車税に環境性能割を新設し、これに伴い、現行の軽自動車税を種別割とする法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。環境性能割の改正ですが、現行の県税の自動車取得税が廃止され、新たに市町村税として環境性能割が新設されます。なお、環境性能割の賦課徴収事務については、当分の間、県が行うとされ、３輪以上の軽自動車について課税対象とされています。表記しておりますそれぞれの表は、現行の自動車取得税が環境性能割に改正されると税率がどう変わるかを種類別に記載したものです。この中で、所有者が多い、中段の、ガソリン軽自動車の乗用車について説明します。中段のガソリン軽自動車乗用車の表をご覧ください。この表

は、平成 27 年度及び平成 32 年度の燃費基準の達成度により 6 段階に区分されています。ここで、例えば、自家用で平成 27 年度燃費基準をプラス 5 パーセント達成した場合の、現行と改正後の税率を見ていきますと、左側の自家用の現行の自動車取得税で、平成 27 年度燃費基準をプラス 5 パーセント達成した場合の税率は、1.6 パーセントとなり、右側の、改正後の環境性能割で、同様に、平成 27 年度燃費基準をプラス 5 パーセント達成した場合の税率は、2 パーセントとなります。次のページをお願いします。上段のその他の軽自動車の表ですが、前のページでご説明いたしました種別別軽自動車の表記のいずれにも当てはまらないものについては、この表の税率を適用させることになります。現行及び改正後の税率は、いずれも 2 パーセントとなります。2 の種別割の改正ですが、現行の軽自動車税を種別割とするものでございます。なお、種別割の税率については、現行の軽自動車税率と同様でございます。施行期日については、平成 31 年 10 月 1 日でございます。次に、2 点目は、法人町民税関係の改正でございます。1 の法人税割の税率及び中小法人等に対する課税の特例の税率の引き下げでございます。これは、地域間の税源の偏在性を是正するため、国税の地方法人税の税率を引き上げ、地方税の法人税割の税率を引き下げる法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。中段の表は、法人町民税、法人税割の税率の改正について表示したものでございます。資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人の税率については、現行の 12.1 パーセントから改正後は 8.4 パーセントに引き下げ、次に、資本金の額が 1 億円以下の法人で、国の法人税額が年額 240 万円を超える場合は、1 億円を超える法人と同率ですが、年額 240 万円以下の場合については、9.7 パーセントから 6.0 パーセントに引き下げるものでございます。次に、下段の表は、先ほど説明いたしました地方法人税率を引き上げ、法人住民税法人税割を引き下げるイメージを例示したものでございます。次のページをお願いします。施行期日については、平成 31 年 10 月 1 日でございます。最後の 3 点目は、個人町民税関係の改正でございます。個人住民税における住宅ローン控除制度の対象となります居住開始期限が 2 年 6 か月延長されるものでございます。適用期間は 10 年間で、施行期日については公布の日でございます。以上で、説明を終わらせて頂きます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。資料 1 の説明にありました軽自動車税の変更の件でございますけれども、私感じるのに、平成 31 年 10 月の 1 日実施ということで、変わらな



いというように、ほとんど変わらないというふうに思うんですが、これによる税収ですね、どのぐらいの変化があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）現在、県の方で自動車取得税というのは賦課徴収されているんですが、それと併せまして、県の方から自動車取得税交付金というのがありまして、そのバランスで平成 27 年度実績を加味して考えますと、プラス 200 万円増える見込みでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）いわゆる普通自動車の対応を県がやっておいて、軽自動車は市町村税ですよね。この調整で、結果的には 200 万円入ると、増えるということになるのか、それとも軽自動車税そのものが引き上がっていくのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）基本的には、自動車税が環境性能割になることにつきまして、軽自動車で言えば、若干増えるものと思います。ただ、税収と考えますと、今の県の自動車取得税で徴収しているものが環境性能割になるということで、町の方にそちらが入ることと、逆に先ほども申し上げましたように、自動車取得税の交付金の方が、今までより軽自動車分が減るということになりますんで、バランスというか、その収支いいますか、その関係で 200 万円増えるという見込みでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6 番（住吉）法人町民税関係でお伺いします。こちら、参考の表を見ますと、町民税の方が 12.1 パーセントから 8.4 パーセントに引き下げられる。これによる影響額はいくらかぐらいと見積もっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）今年度の決算ベースで比較して試算したところ、8,500 万税収が減るという見込みでおります。

○議長（久留島）住吉議員。

○6 番（住吉）8,500 万いうたら、かなりの減額になろうかと思いますが、これを補填するといったらおかしいが、交付税として目減り分が措置されるとか、そういったことはないのでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本） 交付税の関係でございますので私の方から答弁させていただきますが、税収が 8,500 万減となった場合、その分を基準財政収入額の方に反映されまして、普通交付税の方で約 7,000 万増える試算となっております。

○議長（久留島） 宗像議員。

○7 番（宗像） 6 番、宗像です。1 点目のしょっぱなの説明が、よう、すいません、失礼しました。7 番、宗像です。これ、財源が、県が今まであったものが、町に財源が来るというふうに考えていいのか。実質は、多分交付金か何かでお金をもらってたんだろけれども、財源そのものの、元が移動されるということは、これ徴収義務が町に来るといいうふうに理解していいのかどうかというのが 1 点。次に、逆に、先ほど住吉議員が聞かれたことについてなんです、これ合計の 20.7 パーセント、変わらんということは、財源が、国に取られるというふうに理解していいのか、財源の問題、ちょっと教えてください。財源の問題についての質問です。

○議長（久留島） 税務課長。

○税務課長（近森） はい、まず 1 点目のご質問にお答えします。徴収事務につきましては、県から町の方に軽自動車の環境性能割に関しては、こちらに移ることになりますが、説明のときにありましたように、当分の間は県の方が賦課徴収はしますということになっております。

○議長（久留島） 財政課長。

○財政課長（吉本） それからもう 1 点、法人税割の税率の変更の関係の、財源のところのご質問でございますが、この度の改正の背景として、企業数が多い地域と少ない地域間の財政面の地域格差を是正するために、一部を国税として、交付税原資となる国税として徴収して、それを交付税原資として、例えば過疎地域であるとか、そういった税収少ないところに税として再配分する仕組みとして、一度国に吸い上げて地方にまた交付税として返還する、そういった趣旨でございます。

○議長（久留島） 宗像議員。

○7 番（宗像） まず最初に、自動車税の関係、これ軽自動車のみポチがあるんで、軽自動車・乗用車とあるんで、普通車もというふうに見えたんですが、これは全部軽自動車だけの話なんかどうか。それから、要は 2 番目の地方法人税の問題、きれいな言い方されてますが、国が財源をとって逃げたというふうに理解していいんですね。

○議長（久留島） 税務課長。

○税務課長（近森）最初の質問につきましてお答えします。これは、あくまでも軽自動車  
のみの、今回課税されるのは３輪以上の軽自動車のみということです。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）財源の件ですけれども、これはあくまでも、地方交付税の原資となる  
ものでございますので、国として活用するものではなく、地方全体で活用する財源でござ  
います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○９番（岡田）９番岡田です。自動車取得税が環境性能割に変わったということですが、  
ただ名前が変わったのか、それとも、この環境取得税という名目で徴収した税は、何か  
そういうふうな環境のために使うのか、それとも一般財源として交付税措置されるのか  
どちらでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）これについては一般財源でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○９番（岡田）単に名前が変わったというだけで、その中身そのものは全然変わってない  
ということですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）もちろん税率等も変わってはいるんですが、基本的には変更というも  
のではございません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第１号議案につ  
いて採決を行います。お諮りいたします。第１号議案については、原案のとおり決する  
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第１号議案については、原案のとおりこ  
れを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 2 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算から、日程第 11、第 6 号議案、平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 2 号議案から第 6 号議案までを、一括でご提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、海田市駅自転車等駐輪場整備事業費の追加等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第 2 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。なお、この度の補正予算では、事業の執行残の整理や決算見込みに伴う各種事業費や臨時職員賃金等の増減、また、国の交付金の内示率の低下に伴う関係事業費の減額調整等の予算措置を行っております。その他、精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等、件数が繰り返し多く出てまいりますので、個別の説明は省略させて頂き、主な増額事業について説明をさせていただきます。また、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に工事箇所図の資料提出しておりますので、併せてご覧頂きたいと思います。それでは、資料 3 の、平成 28 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。資料 3 の 11 ページ、12 ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の中段の財政管理費の、事務用品管理事業につきましては、用紙及びインクの購入費等が見込みを上回ったことにより、50 万円増額するものでございます。続きまして、13、14 ページをお願いいたします。下段、町民サービス費の 2、町内循環バス運行事業につきましては、町内循環コミュニティバスの路線変更に伴い、72 万 2,000 円増額するものでございます。続きまして、25、26 ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の中段、障害者福祉費の 2、障害者地域生活支援事業については 64 万 8,000 円、3、障害者自立支援医療費支給事業については 838 万 8,000 円、6、身体障害者等福祉用具給付事業については 279 万 4,000 円、それぞれ、給付費等が見込みを上回ったことにより増額するものでございます。続きまして、29、30 ページをお願いいたします。児童福祉費の中段、保育所費の 3、私立保育所等保育事業につきましては、私立保育所の入所児童数が見込みを上回ることなどから、1,631 万 8,000 円増額するものでございます。続きまして、31、32 ページをお願いいたします。下段、ひまわりプラザ費の 2、ひまわりプラザ修繕事業につきましては、ひまわりプラザのキュービクルを修繕するため、97 万円増額するもの

で、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、39、40 ページをお願いいたします。土木費の土木管理費の下段、自転車等駐車対策費の海田市駅自転車等駐車場整備事業につきましては、海田市駅自転車等駐車場整備の基本計画を策定するため 598 万円増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、41、42 ページをお願いいたします。道路橋りょう費の上から 2 つ目の道路維持費の 1、町内道路修繕事業につきましては、町内道路修繕、舗装修繕工事が見込みを上回るため、200 万円増額するものでございます。続きまして、43、44 ページをお願いいたします。都市計画費の上段、都市計画総務費の公共下水道繰出金事業の基準内分と基準外分につきましては、繰出基準に基づく算定見直し等に伴い、それぞれ増減するものでございます。続きまして、53、54 ページをお願いいたします。教育費の中学校費の上段、学校管理費の 2、中学校改修事業につきましては、海田中学校事務室の空調設備を更新するため 120 万円増額するもので、併せて、繰越明許費を提出しております。続きまして、歳入でございますが、歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減、また、内示率の低下に伴う国の交付金の減等がございますが、件数が繰り返し多く出てまいりますので、これらの個別の説明は省略し、主なものについて説明をさせていただきます。それでは、資料 1 ページ、2 ページをお願いいたします。まず、町税でございますが、決算見込みに基づき上から順に、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税については、それぞれ増額、町たばこ税については減額するものでございます。次の、利子割交付金以降の各項目については、県の指示額等に基づき、それぞれ増減するものでございます。なお、減額の大きい地方消費税交付金につきましては、円高及び原油価格の低下に伴い、輸入取引に係る消費税が減少したことに伴う減額でございます。続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。中段、寄附金の一般寄附金につきましては、ふるさと納税の件数の増により 60 万 4,000 円を増額するものでございます。次の、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため 3 億 4,370 万 2,000 円を減額するものでございます。次の、諸収入の雑入の一番下の 7、その他につきましては、公用車事故共済金を 147 万 8,000 円増額するものでございます。続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。町債でございますが、事業費の低下、起債対象の見直し等により、それぞれ増減を行っております。続きまして、議案をご説明いたします。第 2 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 4 億 9,263 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 98

億 7,114 万円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の補正でございます。4 ページをお願いいたします。追加 9 件でございます。歳出予算の補正でご説明したもののほか、年度内の完成が見込まれないものについて、繰越明許費の議決をお願いするものでございます。続きまして、地方債の補正でございます。5 ページの追加 1 件、6 ページの変更 5 件でございます。歳入歳出予算の補正でご説明したとおり、事業費の低下が起債対象事業の見直し等により、それぞれ追加や変更を行っております。以上で、平成 28 年度海田町一般会計補正予算第 4 号の説明を終わります。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）続きまして、第 3 号議案、平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料 6 の、平成 28 年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理及び財源振替を行っておりますが、これらの詳細な説明については、省略させていただきます。それでは、資料 6 の、3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、職員の部分休業等による減額はあるものの、消費税額確定による増額により、82 万 7,000 円を増額するものでございます。5 ページ、6 ページをお願いします。総務費の水洗便所普及費につきましては、貸付件数が当初見込みを下回ったために、600 万円の減額をするものでございます。7 ページ、8 ページをお願いいたします。総務費の下水道管理費の公共下水道管理費につきましては、水質検査業務委託料の執行残及び東部浄化センター維持管理負担金の減額により、3,006 万 1,000 円の減額をするものでございます。9 ページ、10 ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備費につきましては、太田川流域下水道事業負担金の増額はあるものの、実施設計業務等の委託料の執行残により、156 万 9,000 円の減額をするものでございます。11 ページ、12 ページをお願いいたします。公債費につきましては、利子を 94 万 7,000 円減額するものでございます。続きまして、歳入について説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出補正に連動した増減がございますが、詳細な説明は省略させていただきます。国庫支出金の事業費国庫補助金につきましては、交付金の当初内示額が予定を下回ったため、追加要望を行った結果、予算額を上回る内示があったため、30 万 8,000 円を増額するものでございます。繰入金の一般会計繰入金につきましては、財源調整といたしま

して、1億167万9,000円を減額するものでございます。繰越金につきましては、5,631万5,000円を増額するものでございます。諸収入の水洗便所普及資金貸付金元利収入につきましては、貸付件数の減に伴いまして、89万4,000円を減額するものでございます。町債につきましては、東部浄化センター建設事業費の増額及び起債対象額の増により、820万円を増額するものでございます。続きまして、議案について説明いたします。第3号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から3,775万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を、12億9,671万4,000円とするものでございます。次に、地方債の補正でございます。議案3ページ、第2表、地方債補正につきましても、対象事業費等の増により、負債の限度額を増額するものでございます。以上で、平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についての説明を終わります。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（水川）続きまして、第4号議案、平成28年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料7の平成28年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。資料7の、5ページ、6ページをお願いいたします。総務費一般管理費レセプト点検事業につきましては、レセプト点検員の通勤手当が不要となったため、12万円減額するものでございます。続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付事業については、9,440万円、退職被保険者等療養給付事業については、2,600万円、退職被保険者等療養事業については40万円、それぞれ、被保険者数の減少及び一人当たり医療費の減の影響により減額するものでございます。続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。高額療養諸費の一般被保険者高額療養事業につきましては、これまでの実績による決算見込みにより、1,000万円減額するものでございます。続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。後期高齢者支援金等、後期高齢者支援事業の484万2,000円の減額から、19ページ、20ページの保健事業費、保健衛生普及費、健康づくり事業の81万1,000円の減額までは、額の確定や決算見込みによる不用額の整理及び歳入の補正に連動した特定財源の増減等を行ったものでございます。続きまして、21ページ、22ページをお願いいたします。諸支出金、償還金の償還事業につきましては、療養給付費等負担金及び特定健診等負担金について、過年度分の精算に伴う返還金が生じたため、2,052万7,000円増額するものでござい

す。続きまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、保険給付費の減に伴い、公費負担分が減額されるもの、額の確定及び決算見込みによる整理をしますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、1 ページ、2 ページをお願いいたします。国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少により調定額が当初見込みを下回ったため、一般被保険者国民健康保険税を 2,276 万円、退職被保険者等国民健康保険税を 220 万円、それぞれ減額するものでございます。続きまして、3 ページ、4 ページをお願いいたします。県支出金、財政調整交付金の 2、広島県特別調整交付金の 9,480 万円の増額は、次の共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金に比べ、歳出の保険財政共同安定化事業拠出金が多額となるため、公費で補填されることによるものでございます。次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険税軽減対象の増加に伴う保険基盤安定繰入金の増及び療養給付費等負担金等の過年度分精算に伴う返還金が生じたことによる収支不足補填のための、その他繰入金の増により、合わせて 1,490 万 1,000 円増額するものでございます。次の基金繰入金につきましては、財源調整のため、59 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 4 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 1 億 3,126 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 33 億 6,853 万 3,000 円とするものでございます。以上で、平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号の説明を終わります。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第 5 号議案、平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきまして、資料 8 の平成 28 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。まず、保険事業勘定の 5 ページ、6 ページの歳出をお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付事業 3,000 万円の減額は、サービス給付件数が見込みを下回ったものでございます。次の、地域密着型介護サービス給付費は、財源振替を行うものでございます。次の、施設介護サービス給付費の施設介護サービス給付事業の 4,000 万円の増額から、7 ページ、8 ページの居宅介護サービス計画費の居宅介護サービス計画給付事業 200 万円の増額までは、いずれのサービスも給付件数が見込みを上回ったことによる増額でございます。次に、9 ページ、10 ページをお願いいたします。介護予防サービス等諸費の介護予防福祉用具購入費支給事業 70 万円の減額及び、次の、地域密着型介護



予防サービス給付事業 250 万円の減額は、給付件数が見込みを下回ったことによるものでございます。続いて、11、12 ページをお願いいたします。その他諸費の、支払い審査手数料の審査支払事業 10 万円の増額は、サービス総件数の増に伴うものでございます。13、14 ページをお願いいたします。高額介護サービス等費の高額介護サービス費支給事業 200 万円の増額は、対象件数が見込みを上回ったことによるものでございます。15、16 ページをお願いします。特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス事業 600 万円の増額は、有料老人ホーム等の特定施設入所者が増加したことによるものでございます。17、18 ページをお願いします。地域支援事業費の介護予防 1 次予防対象者施策事業、24 万 8,000 円の減額から、次の 19、20 ページの任意事業費の任意事業 34 万 8,000 円の減額までは、臨時職員が年度当初から雇用できなかったことによる減額や正職員の時間外勤務手当の増額などの人件費の増減を行うものでございます。続きまして、21、22 ページをお願いします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業については、保険給付費の増額に伴う財源調整のため、549 万 3,000 円を減額するものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたします。1 ページ、2 ページの方をお願いいたします。3 款の支払基金交付金から、次の 3、4 ページの 7 款、繰入金の一般会計繰入金、地域支援事業繰入金までにつきましては、ただいま歳出でご説明をいたしました保険給付費及び地域支援事業費の増減に伴う各法定負担分を計上させて頂いておりますので、個別の説明については省略をさせて頂きたいと思います。次に、介護サービス事業勘定について、歳出からご説明をいたします。25、26 ページの方をお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業 144 万 8,000 円の減額は、予防ケアプランの作成委託件数の減に伴うものでございます。続いて、歳入についてご説明をいたします。23、24 ページをお願いいたします。繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金 144 万 8,000 円の減額は、歳出でご説明いたしました予防ケアプラン作成件数の減に伴い、一般会計負担分の繰入金を減額するものでございます。それでは、議案をご説明いたします。第 5 号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1,470 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 21 億 3,766 万 1,000 円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 144 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,579 万 4,000 円とするものでございます。以上で、平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算第 3 号の説明を終わります。続きまして、第 6

号議案、平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料 9 の平成 28 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。まず、3 ページ、4 ページの歳出をお願いいたします。総務費の徴収費の保険料徴収事業 12 万円の減額は、徴収事務に係る保険料通知等の発送件数が見込みを下回ったものでございます。次に、5、6 ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業 88 万 7,000 円の減額は、保険料等負担金のうち滞納繰越分の増額分と、保険基盤安定分の減額分及び確定した前年度繰越金と合わせて減額するものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたします。1 ページ、2 ページの方をお願いします。後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料の滞納繰越分 19 万 3,000 円の増額は、収入額が見込みを上回ったことによるものでございます。次の、繰入金の一般会計繰入金の事務費繰入金 45 万 4,000 円の減額は、歳出でご説明した保険料徴収事務に係る 12 万円の減額分と、保険料還付に要した 33 万 4,000 円が、広域連合から収入されることに伴いまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。次の、保険基盤安定繰入金 160 万 2,000 円の減額は、歳出でご説明した広域連合納付金の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。次の、繰越金の前年度繰越金 52 万 2,000 円の増額は、額の確定に伴うものでございます。続いて、諸収入の償還金及び還付加算金の保険料還付金 33 万 4,000 円の増額は、保険料還付が見込みを上回ったことに伴いまして、還付額が広域連合から収入することによるものでございます。それでは議案をご説明いたします。第 6 号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 100 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2,072 万 7,000 円とするものでございます。以上で、平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。第 2 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算から、第 6 号議案、平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算までの 5 議案については、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 2 号議案から第 6 号議案までの 5 議案については、予算委員会に付託することと決めます。この際、暫時休憩いたします。再

開は、10 時 50 分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 12、施政方針について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）本議会に提案しております平成 29 年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と平成 29 年度予算の概要及び主要施策について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。まず、町政を取り巻く諸情勢について申し上げます。国においては、アベノミクス、3 本の矢の取り組みによる雇用、所得環境の改善傾向を持続的なものにするために、新 3 本の矢により成長と分配の好循環の実現を図り、日本全体の成長力の底上げを目指しています。また、経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかに回復していくことが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある状況です。次に、平成 29 年度の地方財政対策につきましては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方財政計画上の一般財源総額において、平成 28 年度を若干上回る額が確保されております。続きまして、平成 29 年度の本町における施策の基本方向について申し上げます。第 4 次海田町総合計画後期基本計画においては、全国的な人口減少や社会情勢の変化に対応し、海田町らしくオンリーワンのまちとしての発展を目指すことを目標に取り組むこととしております。また、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を呼ぶことができるよう、取り組むこととしております。平成 29 年度は、総合計画後期基本計画を策定して 2 年目、総合戦略を策定して 3 年目の年であり、各政策分野に掲げる目標の確実な達成に向けた取り組みを強化してまいります。こうした考えのもと、重点的に推進する施策の方向性について、3 点、ご説明いたします。1 点目の、子どもが元気に育つまちづくりにつきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をワンストップで提供する拠点として、ひまわりプラザの機能を強化し、海田版ネウボラを構築

します。また、通院医療費助成の対象を拡大するなど、安心して楽しみながら子育てができるまちづくりを進めてまいります。2点目の安全安心で生き生きと暮らせるまちづくりにつきましては、引き続き、民間企業などとの災害時の支援協定の締結を積極的に推進し、災害時に、物資等の供給を円滑に行うことができるよう取り組んでまいります。また、地域の防災リーダーの育成にも、新たに取り組む、住民の防災意識の高揚を図りつつ、地域で支え合い、助け合う防災体制の確立に努めてまいります。自治会活動の支援につきましては、最も身近な共助の担い手である単位自治会に対し、運営費や自主防災活動に係る費用等の補助を新たに行うなど、住民が安心して生き生きと暮らせることのできるまちづくりを進めてまいります。3点目の、交通ネットワークが整い、都市機能が充実したまちづくりにつきましては、海田市駅南口土地区画整理事業において、駅前広場や海田市駅南口線などの工事を行い、公共施設整備の完了を図ります。中店小学校線については、引き続き用地買収を進めていくとともに、都市計画道路見直し事業については、見直し方針を策定し、変更手続の準備を進めてまいります。また、町内循環コミュニティバスについては、変更するルートやダイヤなどを周知し、利用者の増加を図るなど、都市機能の更なる向上とにぎわいのある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。次に、庁舎移転事業及び公民館整備事業についてでございます。庁舎移転につきましては、新庁舎整備基本構想に引き続いて、新庁舎整備基本計画を策定するとともに、基本設計を行い、議員や町民の皆様のご意見を頂きながら、広島県海田庁舎の跡地への新庁舎建設早期実現に向けて、取り組んでまいります。また、公民館の整備につきましては、地域活動及び生涯学習、まちづくり等の拠点となる施設を、織田幹雄記念館を含めて整備するため、基本設計等の結果を踏まえた実施設計を行ってまいります。続きまして、各地区におけるまちづくりについて申し上げます。海田町はコンパクトな町ですが、地域によって特徴があり、その地域に合った取組が重要であるため、地域の良さを活かしながら、地域それぞれの課題を解決し、暮らしやすいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。まず、海田地区におきましては、まちづくりの中心としてのにぎわいの町づくりを進めてまいります。まちづくりの基幹事業として、長年取り組んできた海田市駅南口土地区画整理事業については、関係者等のご協力のもと、平成29年度をもって、一部、事業手続を除き、おおむね完了いたします。事業後の民間開発については、できる限り協力、連携を図って、にぎわいの創出を目指してまいります。地区計画事業については、海田市駅南口線と町道14号線を接続する道路を整備するた

め、引き続き用地の取得に取り組んでまいります。また、旧千葉家住宅エリアについては、歴史と文化に触れ合うことができる魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。次に、海田東地区につきましては、水と緑と文化が息づくふれあいのまちづくりを進めてまいります。海田町の魅力のひとつである瀬野川については、広島市安芸区と連携して、河川敷に芝桜を植え付け、育てていくことにより、更なる魅力の向上に取り組むとともに、地域のつながりを深めてまいります。また、国信橋の北詰交差点の改良については、引き続き、関係機関に強く早期の完成を求めていくとともに、町としても、畝二丁目地内の町道２号線歩道改修事業などを進め、歩行者の安全の確保に努めてまいります。次に、海田南地区につきましては、豊かな自然が息づき、住み良さと元気あふれるまちづくりを進めてまいります。海田総合公園については、遊具等を改修するとともに、第２期整備区域の用地購入を進めてまいります。三迫公園等においては、防球ネットの整備などにより、子どもたちがいきいきと遊べる公園づくりを進めてまいります。また、土砂災害警戒区域の指定に対応するため、住民の皆様の意見を取り入れたハザードマップの作成に取り組んでまいります。次に、海田西地区につきましては、暮らしと産業が調和し、各世代が交流する共生のまちづくりを進めてまいります。ひまわりプラザについては、海田版ネウボラの取り組みとして、母子保健と子育て支援のワンストップ窓口を設置します。また、ひまわりプラザ、海田西小学校、つくも保育所において、福祉保健まつりを開催し、参加型のイベントなどを行い、健康づくりや子育てについての啓発を行ってまいります。尾崎排水機の増設については、引き続き、関係機関に、強く早期の工事着手を要望してまいります。また、明神町地内の町道３号線については、舗装の老朽化が著しい箇所について、修繕を実施してまいります。次に、平成２９年度の本町の予算編成についてでございます。歳入の根幹である町税は、給与所得の増加による個人町民税の増等により増加が見込まれる一方、地方交付税によって、町税の増等により、前年度と比べて減が見込まれます。歳出においては、事業完了による保育所再整備事業費や新開蟹原線改良事業費の減はあるものの、海田市駅南口土地区画整理事業など、大規模事業は引き続き実施するとともに、社会保障費関係の増などにより、平成２９年度も財源不足が見込まれております。今後、庁舎移転事業や公民館整備事業等の大規模事業を控える中で、持続可能で安定的な行財政運営を実施するため、選択と集中によるメリハリのある予算編成により、第４次海田町総合計画後期基本計画及び海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた各種施策を推進する予算といたしました。それで

は、主要事業につきまして、総合計画の施策の方向に沿ってご説明いたします。第1点目は、子どもが生き生きと育つまちをつくろうでございます。安心して楽しみながら子育てできる環境の整備につきましては、海田版ネウボラの取り組みとして、ひまわりプラザに母子保健と子育て支援のワンストップ窓口を設置し、子育て家庭の状況やニーズに対応するため、各種サービスの充実を行ってまいります。新規事業としては、出産直後の家事援助サポートや医療機関等での日帰りサポート等の産後ケア事業、また、産後ママのための休憩所の提供、助産師による相談等の産前・産後のサポート事業を開始いたします。また、母子健康手帳の交付を、従来の保健センターに加えて、ひまわりプラザでも新たに交付を行うとともに、マタニティセミナーやマタニティサロン等を実施し、妊娠期から切れ目のない支援を行ってまいります。ひまわりプラザで、これまで実施していた子育て支援センター事業につきましては、週6日に拡大し、土曜日も開館いたします。また、新たに11か月児赤ちゃん教室を開始し、参加者にプレゼントを進呈する1歳誕生日おめでとうプロジェクトを併せて行ってまいります。また、来所者が、安全かつ快適に利用できる必要な機能を整え、妊娠期からの新たなサービスを実施するため、ひまわりプラザの2階等を改修いたします。保育サービスの充実につきましては、町立3保育所の再整備に伴い、民間事業者が新たに設置・運営する（仮称）さいわい保育園が平成29年4月1日に開所いたします。また、改修工事を行ったつくも保育所の定員を増員いたします。閉所する畝保育所及び西浜保育所については、建物は解体し、その跡地の活用については、自主財源の確保及び民間活力による土地の有効利用の観点から、関係機関等と調整を図りながら、売却も含めて検討してまいります。また、私立保育所に対し、障がいのある幼児のじゅにゅう体制を強化するため、国の基準を上回って保育士を配置する場合に助成を行います。そのほか、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育により、多様な保育ニーズに対応するとともに、未就園児に対する園庭開放を、つくも保育所新園庭でも開始いたします。地域住民の協力による子育て支援につきましては、ファミリーサポートセンター事業を、引き続き実施するとともに、一時預かりの場所提供事業を新たに行ってまいります。次に、子ども医療助成については、子育て支援の拡充のため、就学前までの通院医療費の助成を、平成30年1月から、新たに、小学校3年生までに拡大いたします。また、中学までの入院医療費助成等を引き続き行ってまいります。そのほか、2人以上同時に保育所に入所した場合や一定の要件を満たした多子世帯及びひとり親世帯の保育料の軽減などを行ってまいります。子どもが健や

かに育つ環境の整備につきましては、子どもたちが、自主性・自立性を育みながら健やかに育っていけるよう、子どもの遊び場や居場所づくりに取り組んでまいります。児童クラブにつきましては、下校時に保護者などが家庭にいない小学6年生までの児童を対象に、基本的生活習慣の定着、自主性、社会性の育成を促し、児童の健全育成を図ってまいります。放課後子ども教室につきましては、地域住民等の協力により、放課後や週末などに様々な体験活動の場を提供し、プログラムの内容を充実させるとともに、学習支援教育、学びの広場についても充実を図ってまいります。特に配慮が必要な子どもたちや家庭につきましては、子育て支援ネットワークを活用し、児童虐待の早期発見や虐待事案が生じた場合の児童の安全確認などを行ってまいります。発達障がいなど障がいを持つ児童に対しても、それぞれの障がいの状況に応じて適切に対応してまいります。また、子どもの貧困対策につきましては、貧困等のリスクを抱える家庭の状況や学校での課題について把握し、関係機関が連携して、相談、支援を行ってまいります。ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員による相談や指導を行うとともに、各種資格等を取得するための給付金と経済的な支援を行ってまいります。また、引き続き、広島県や広島市と連携し、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行ってまいります。次に、学校教育の充実につきましては、夢を持ち、夢を語ることのできる児童生徒の育成を目標に掲げ、町内二つの中学校区で小中一貫教育を推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、地域に開かれた信頼と特色ある学校づくりや教育環境の整備、充実に取り組んでまいります。確かな学力の育成につきましては、児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりや、次期学習指導要領を見据えた、外国語教育の充実などの取り組みを継続してまいります。また、小・中学校にタブレットを追加配備し、これからの情報社会に対応できる授業づくりを、引き続き、研究開発してまいります。豊かな心の育成につきましては、地域丸ごと宣言として、「あいさつ、触れ合い、夢いっぱい、海田町」を掲げ、あいさつ運動やクリーンキャンペーンなど、心の元気を育てる全町展開プロジェクト事業を引き続き進めてまいります。また、適応指導教室を真田会館に移し、不登校や生徒指導上の課題の相談、支援体制の拡充を図ってまいります。健やかな体の育成につきましては、小中高の連携や地域の方々の協力を得て、児童生徒の体力づくりや食育、健康教育を引き続き実施してまいります。特別支援教育につきましては、県に対し、町内小学校に、通級指導教室の新設を要望しているところであり、障がいによる学習上の困難を改善するため、児童への指導の充実を図ってまいります。教育環境の整

備につきましては、海田東小学校、海田中学校、海田西中学校の体育館の構造部材の耐震化工事等を行ってまいります。そのほか、政治的教養を育むことを狙う、狙いとしたこども議会も引き続き実施してまいります。心豊かでたくましい青少年の育成につきましては、青少年育成海田町民会議と連携を図り、地域の将来を担う青少年の健全育成に取り組んでまいります。具体的には青少年が生き生きと活動できるよう、公民館においてジュニアサマースクール等を実施し、様々な体験学習の場を提供してまいります。また、図書館の蔵書整備を進めるとともに、幼児、児童コーナーの活用を促進し、事業や講座の実施を増やすなど、活用の促進に努めてまいります。更に、小中学校と連携して、読書感想文集の制作等の作成等の活動を充実させ、読書習慣の定着に取り組んでまいります。第2点目は、誰もが尊重され、活躍するまちをつくらうでございます。生涯学習の推進につきましては、人がつながり、夢を育むものとするために、引き続き学習ニーズの把握に努め、住民の学びを支援してまいります。住民が生涯にわたり学習できる多様な学習の機会を提供し、更に学びの成果を地域で生かすことができるよう、支援してまいります。公民館では、家庭教育支援事業を継続するとともに、退職世代を対象とした講座や地域を題材とした講座を実施するなど、更に充実を図ってまいります。地域文化の継承と創造につきましては、優れた芸術文化に触れ合う機会を提供するとともに、地域文化の振興を図るため、様々な支援を行ってまいります。また、旧千葉家住宅の一般開放を行い、多くの皆様に郷土の歴史を知って頂くとともに、三宅家住宅、ふるさと館と連携し、主屋で展示や講座を実施することとし、郷土の歴史に理解と関心を深めて頂けるよう努めてまいります。次に、スポーツのまち海田づくりにつきましては、日本人初のオリンピック金メダリスト織田幹雄さん生誕の町として、2020年、東京オリンピック開催に向けて、子どもの競技力を向上させる取り組みを続けるほか、住民が生涯にわたって、スポーツに親しみ、楽しむことができる機会や環境の提供に努めてまいります。スポーツ団体の育成につきましては、スポーツの普及振興及び技術向上の観点から支援を継続すると共にスポーツに親しみやすい環境を提供するため、学校開放事業を行います。また、本町にゆかりのある企業や、企業と連携し、スポーツ教室を開催するなど、気軽にスポーツに親しんで頂ける機会を拡充してまいります。人権尊重と人間性豊かな人づくりにつきましては、町民の方に人権尊重の理念を広げるため、人権啓発映画の上映会や福祉保健まつりでの啓発活動を行ってまいります。また、小学生を対象に人権の花運動を実施してまいります。男女共同参画社会の形成につきましては、新たに第



2次男女共同参画基本計画を策定し、男女がお互いに尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる場面で、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会の実現に向け取り組んでまいります。女性活躍推進法の施行に伴い、計画策定の際は、女性が自らの意思によって、職業生活を営み、個性や能力を十分に発揮できるなど、女性の職業生活における活躍の推進についても包含した計画にしてまいります。多文化共生社会の形成につきましては、海田町国際交流協会の活動を支援するとともに、町の特色を生かした、多文化共生社会を形成していくため、住民意識の啓発や交流の促進を図り、外国人が安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。第3点目は、健康で人にやさしい安心のまちをつくらうでございます。健康づくりの推進につきましては、新たに第3次健康かいた21を、食育推進計画や自殺対策計画と併せて策定し、住民の健康づくりに取り組んでまいります。子どもの健やかな成長のため、乳児の全戸訪問や幼児健診を実施するとともに、5歳児相談事業等で幼児の発達支援を行ってまいります。また、不妊治療費等の助成も行なってまいります。生活習慣病予防対策として、健康づくりサポーターの養成や安芸区との、合同ウォーキング大会を実施するとともに、福祉保健まつりの健康食育フェアにおいて、住民の健康増進や食育について啓発してまいります。また、食を通して生涯にわたる、健康づくりが実践できるよう各種事業に取り組んでまいります。がん対策につきましては、胃がん検診では新たな医療機関において内視鏡検診を導入し、住民のがん検診受診に対する意識を高め、受診率向上に取り組んでまいります。また、平成29年度から新たに後期高齢者人間ドック事業を開始し、人間ドックの費用の一部を負担してまいります。予防接種事業につきましては、定期予防接種のほか、おたふくかぜ、ワクチン等の接種費用を助成してまいります。心の健康づくりとして、支援が必要な方への医師による個別相談を実施するとともに、自殺予防の啓発等に取り組んでまいります。また、妊婦や幼児期の歯科検診を実施し、出前健康教室においても、虫歯や歯周病の予防について啓発してまいります。豊かな高齢社会の形成につきましては、新たに高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築と豊かな高齢社会の形成に取り組んでまいります。地域における高齢者への日常生活の支援につきましては、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域包括支援センターや民生委員児童委員、海田町社会福祉協議会など、地域の関係機関と連携しながら、地域ケア会議などを活用して、高齢者が抱える課題の解決に取り組んでまいります。高齢者の生きがいがづくりと社会参加の

促進につきましては、福祉センターやシルバープラザを活用し、引き続き、高齢者の学びや交流の場の確保を図るとともに、自治会が実施する高齢者の居場所づくり事業への支援を行ってまいります。また、シルバー人材センターや老人クラブに対して支援を行い、高齢者の経験を生かした労働能力の活用やボランティア活動など、地域活動への参加の促進を図ってまいります。障がい者福祉の推進につきましては、新たに、第5期海田町障がい福祉計画を、保健・福祉分野の計画などとの連携・調整を図りながら策定するとともに、障がい者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援してまいります。地域福祉の推進と総合的なサービスの提供につきましては、海田町地域福祉計画に基づき、高齢者、障がい者、子どもをはじめ、誰もがその住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れるよう、地域の生活課題の解決に取り組んでまいります。また、自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が実施する、子どもから高齢者まで多くの方が関わる地域福祉活動の推進を支援してまいります。生活保護への対応につきましては、必要に応じて就労支援を実施するなど、被保護者の方の経済的な自立だけでなく、社会生活の自立や日常生活の自立に向けた支援を行ってまいります。生活困窮者への支援につきましては、自立相談支援事業を実施し、離職などにより住居を喪失するおそれのある方に対する住居確保給付金の支給や、生活に困窮した世帯の子どもに対する学習支援など、必要な支援につなげてまいります。臨時福祉給付金支給事業につきましては、国の経済対策事業として社会全体の所得と消費を底上げするため、給付の支給を行ってまいります。次に、交通安全対策の推進につきましては、交通事故の抑止のため、海田警察署と連携を図るとともに、引き続き、海田町交通安全協会を支援しながら、街頭啓発や交通事故防止決起大会、パレードなどで啓発してまいります。防犯対策の推進につきましては、多様化する犯罪の未然防止と事件の早期解決を図ることにより、安心して暮らせる町づくりを推進するため、引き続き、防犯カメラを管理運用するとともに、防犯抑止効果を高めるため、新たに電柱幕等による防犯カメラの周知に取り組みます。また、夜間の犯罪防止及び青少年の非行防止等のため、防犯パトロールを実施するとともに、防犯意識の普及・啓発のため、海田町防犯組合連合会等の取組を支援し、街頭啓発や夜間パトロールなどを協働して行ってまいります。消費者行政の推進につきましては、消費者生活トラブルを未然に防止するため、引き続き、自動通話録音装置の無償貸し出しを行ってまいります。また、相談窓口を常時開設し、県生活センターと連携しながら住民の相談に対応するとともに、被害防止のための啓発リ

ーフレットの全戸配布や、広報紙などで最新情報を周知してまいります。第4点目は、環境にやさしい快適なまちをつくろうでございます。地域温暖化対策の推進につきましては、防犯灯のLED化、クールビズ、クールシェアの啓発、緑のカーテン事業などの住民活動の支援を継続してまいります。環境保全と循環型社会の形成につきましては、3R運動の推進のため、ごみの減量化、再利用化に努めてまいります。平成28年度から開始した小型電気分別収集に加え、平成29年度には、年度は、新たに、雑紙の分別収集を開始いたします。資源化できるごみ収集を推進し、分別意識を高め、一人ひとりに環境及びごみ問題に関心を持って頂けるよう、努めてまいります。住宅環境の整備につきましては、快適で暮らしやすい生活環境を維持、増進するため、平成28年度に策定する住宅マスタープランに基づき、海田町公営住宅等長寿命化計画を改定し、町営住宅の建替えや改修について検討してまいります。また、空き家問題につきましては、平成28年度に調査した結果や近隣市町の取り組み状況を踏まえ、本町に合った空き家対策について検討してまいります。公園緑地の整備につきましては、公園緑地の安全性や利便性を向上させるため、防球ネットの増設など、計画的な公園施設の改修に取り組んでまいります。総合公園につきましては、大型総合遊具の改修や第2期整備区域の用地買収などを行ってまいります。同時に、第2期整備区域内の運動施設などの整備方針を検討してまいります。自然と文化が息づくうるおいのある環境づくりにつきましては、貴重な自然や文化財を守り、自然と歴史に親しむまちづくりに取り組んでまいります。自然環境の保全と活用につきましては、引き続き、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、手入れ不足で放置された森林を整備し、災害の防止及び生活環境や景観の保全に取り組んでまいります。第5点目は、都市基盤を整え生かすまちをつくろうでございます。拠点づくりと計画的な土地利用の推進につきましては、自然と都市空間が協調した都市構造の形成のため、地域拠点の整備や緑地の保全に取り組んでまいります。海田市駅南口土地地区画整理事業につきましては、引き続き、駅前広場や海田市駅南口線などの工事を行い、公共施設整備の完了を図ってまいります。海田市駅南口地区の地区計画事業につきましては、海田市駅南口のアクセス、アクセス性の向上と海田市駅南口土地地区画整理事業の効果の促進を図るため、引き続き道路整備に向けた用地取得等を行ってまいります。広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県が実施する海田市駅周辺の鉄道高架部の概略設計などに対し、地元負担を行います。農地の確保に、農地の保全につきましては、イノシシ等による、農作物被害の増加に対応するため、引き続

き駆除活動に対する支援を行ってまいります。また、住民が防除のために設置する柵について、その経費の一部を補助いたします。災害に強いまちづくりの推進につきましては、海田町防災地区、海田町地区防災計画に基づき、災害に対する各種取り組みを行い、防災体制の充実強化を図ってまいります。民間企業などとの災害時支援協定を積極的に推進し、流通備蓄の確保のほか、避難所運営や災害対応に必要な物資及び資機材の円滑な調達、確保に努めてまいります。住民に対する防災意識の高揚につきましては、住民を対象とした防災リーダー育成研修を行い、地域の防災リーダーを育成し、地域の防災力を高めるとともに、避難に支援を要する方を、地域で助け合う避難体制の整備に努めてまいります。防災訓練については、新たに、全小学校区を対象とした総合防災訓練を行い、町・住民・関係機関の体制を確認するとともに、町民、住民の防災に対する意識を醸成いたします。また、職員に対しては、水防技術習得訓練、職員参集訓練などの防災に関する訓練、教育を引き続き行ってまいります。防災情報伝達体制の充実につきましては、防災行政無線、全国瞬時警報システム、エリアメールの運用に加え、平成 28 年度に導入した防災情報メールの加入促進を図り、防災情報の確実な伝達に努めてまいります。また、防災行政ラジオの有償配布も引き続き行ってまいります。常備消防につきましては、広島市消防局との連携を図りながら、火災をはじめとした災害対応力の充実強化を進めていき、非常備消防につきましては、消防、水防活動に必要な装備品や資機材の充実を図ってまいります。また、治水対策につきましては、尾崎排水機の増設について、早期の工事着手を関係機関に強く要望してまいります。土砂災害防止法に基づき、区域指定が行われる海田南小学校区につきましては、土砂災害のおそれのある区域を周知し、警戒避難体制を整備するため、住民の皆様の意見を聞き入れたハザードマップの作成に取り組めます。また、土砂災害特別警戒区域の既存建物の安全性向上を図るため、改修工事に係る補助制度を創設いたします。住宅等の建築物の耐震化につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に係る補助制度の見直しなどを行い、地震に強いまちづくりをより一層の促進してまいります。交通網の整備につきましては、住民生活と都市活動を支える交通網の整備に取り組んでまいります。都市計画道路の整備につきましては、引き続き、中店小学校線の用地買収を進めてまいります。生活道路の整備につきましては、畝二丁目地内の町道 2 号線歩道改修事業により歩道や護岸の整備を行い、国信橋北詰交差点までの工事完了を図ります。町道 2 号線瀬野川西踏切整備事業につきましては、歩行者が安心して通行できる歩道の整備に向け、事業用地の取得を

引き続き進めてまいります。次に、町道6号線バイパス整備事業につきましては、引き続き用地取得に係る物件調査を行ってまいります。また、三迫二丁目地内の（仮称）海田町143号線道路改修事業につきましては、物件調査を行い、用地取得を進めてまいります。道路の修繕につきましては、明神町地内の町道3号線、東一丁目地内の町道9号線などの、修繕工事等を実施いたします。橋りょうの維持管理につきましては、点検結果に基づき、尾崎川に架かる中央橋歩道橋及び奥の谷川に架かる一貫田橋の改修設計や西ノ谷川に架かる畑の谷橋の修繕、補修工事を行ってまいります。次に、町内循環コミュニティバスにつきましては、変更するルートやダイヤなど、広報紙やホームページにより周知し、利用者の増加を図ってまいります。第6点目は、産業と働く人が元気、元気なまちをつくろうでございます。雇用の場の確保につきましては、関係機関のそういう機関や近隣市町と連携しながら就労に関する情報収集を行い、様々な媒体を活用し、提供に努めてまいります。企業の促進につきましては、必要な基礎知識や経営のノウハウを身につけるための支援を行ってまいります。また、地域資源を活用して、起業し、新たな雇用の創出や地域コミュニティの活性化に寄与するものに対し、新たに補助を行ってまいります。工業、商業の振興につきましては、商工業者の育成と経営安定、向上を図るため、広島安芸商工会と緊密に連携しながら、商工業者の経営支援を進めてまいります。また、広島安芸商工会や企業等と協力し、海田町の特産品化及び販売事業者の確保に向けて取り組んでまいります。7点目は、参加と連携でまちづくりの推進力をつくろうでございます。地域活動と協働のまちづくりの推進につきましては、必要な情報の提供などを行い、各種団体が主体性を持ち、それぞれの特性要因を生かし、連携するまちづくりの推進を図ってまいります。自治会活動への支援につきましては、新たに単位自治会に対し、運営費や自主防災活動等に係る費用等への支援を行ってまいります。広報広聴活動につきましては、町行政情報や町の魅力を迅速かつ適切に提供するため、広報紙や町ホームページ等の更なる充実に努めてまいります。また引き続き、住民の皆様や企業の方々との対話による意見交換の場を設け、町政に生かしてまいります。交流と定住、居住の促進につきましては、暮らしの視点から見た海田町の特色や魅力、住まいや就労などの情報を効果的に発信し、移住や定住の促進を図ってまいります。広域的な連携につきましては、引き続き、広島市と近隣市町で連携中枢都市圏における取り組みを行ってまいります。職員の能力向上育成につきましては、意識改革や資質の向上を図るため、職員を各種研修会に参加させるとともに、引き続き窓口満足度調査を行い、

改善点に対応するために研修を通じて住民サービスの向上に努めてまいります。町税などの収納対策につきましては、口座振替納付の勧奨や、コンビニ交付、電話や文書による催告のほか、引き続き、広島県との連携による滞納整理、取り組み、臨戸訪問や資産調査などを計画的に行ってまいります。電算システムの管理につきましては、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃やウイルス等による情報漏えいを防止するため、セキュリティの向上に努めてまいります。社会保障・税番号制度につきましては、住民の皆様の利便性が向上するよう、平成 29 年 7 月から開始される国の機関や自治体間での情報連携に向けて、着実に取り組んでまいります。第 8 点目は、特別会計でございます。公共下水道事業特別会計につきましては、雨水施設及び污水施設の整備を引き続き進めてまいります。雨水施設につきましては、浜角、蟹原二丁目地内の浸水解消を図るため、中雨水幹線の整備を行ってまいります。污水施設につきましては、未普及地区解消を図るため、課題解決へ向けて関係者と問題点を協議し、面整備を進めてまいります。また今後も、接続率向上のため、啓発活動に取り組んでまいります。国民健康保険特別会計につきましては、平成 29 年度は、被保険者数の減により予算規模は縮減するものの、被保険者の高齢化に伴う一人当たりの医療費の増加などを要因として財源不足が生じる見込みのため、より一層の収納対策に取り組むとともに、引き続き、収納不足補填分の、収支不足補填分の、一般会計繰入金により対応をいたします。保健事業については、国民健康保険データヘルス計画に基づき、被保険者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に重点的に取り組んでまいります。平成 30 年度の国保保険者の、都道府県単位化に対応するため、県が策定する国保運営方針に基づいて町の方針を決定し、また新たな事務処理システムを導入するなど、円滑な制度移行に向けて、準備を進めるとともに、被保険者への周知・広報に努めてまいります。介護保険特別会計につきましては、高齢者の皆様が、可能な限り自宅で、住み慣れた地域で自立した日常生活を続けていける地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療、介護連携の推進、認知症総合支援事業の推進、生活支援体制の基盤整備に取り組んでまいります。平成 29 年度から実施する総合事業については、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とし、介護予防に有効なプログラムにより、身体能力、動作能力の改善を目指す新しい事業に取り組んでまいります。生き生き百歳体操については、住民主体で身近な場所で行える介護予防運動として町内全域に広げていくため、出前講座等で周知してまいります。また、平成 29 年度に開設する小規模特別養護老人ホームについては、入所施設としてのみならず、地

域コミュニティの拠点としての機能・役割を担うことができるよう、事業者と協力して取り組んでまいります。後期高齢者医療特別会計につきましては、引き続き運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、円滑な制度の運営に努めてまいります。水道事業会計につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するため、更新時期を迎えた配水管及び機械設備の取替えを行ってまいります。また、水道施設の計画的な更新や長寿命化を図るため、水道ビジョンを策定し、健全な事業運営に取り組んでまいります。以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するため、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございます。すいません、6点ほど訂正させていただきます。まず1点目、私立保育所に対する障がいのある幼児のじゅにゅう体制を強化すると言いましたが、受け入れ体制の強化に訂正させていただきます。2つ目として、地域温暖化対策の推進と言いましたが、地球温暖化に訂正をさせていただきます。3点目、自然と地域空間が協調した都市構造と言いましたが、調和に訂正させていただきます。4点目、海田町地区防災計画と申し上げましたが、地域防災計画に訂正させていただきます。特産品の特産品化と言いましたが、商品化に訂正させていただきます。6点目、コンビニ交付と申しましたが、コンビニ納付に訂正させていただきます。改めてお詫び申し上げます。

○議長（久留島）以上で施政方針演説を終わります。本日の議事日程は、終了する見込みがございません。従って、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も、午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午前11時51分 延会